

災害時非常用電源設備の強化に係る 実施項目（案）等について

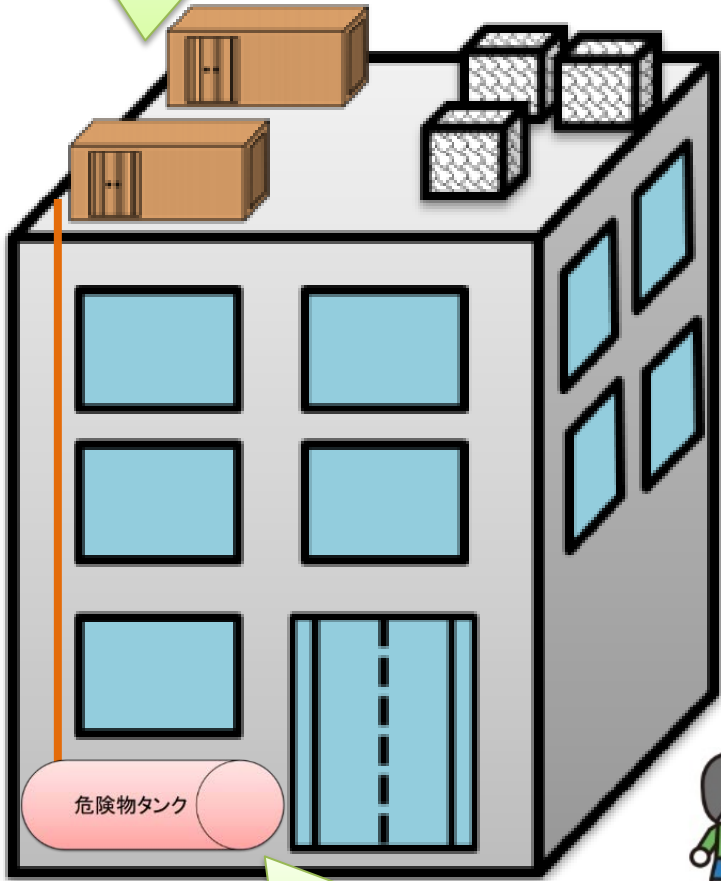
非常用電源設備等に係る危険物施設について

イメージ図

指定数量以上の危険物を消費する一般取扱所
(非常用電源設備)



屋上に設置した非常用電源設備の例
(一般取扱所)



危険物タンク
(屋内タンク貯蔵所)



非常用電源設備用の危険物タンクの例
(屋内タンク貯蔵所)



非常用電源設備用の危険物タンクの例
(屋内タンク貯蔵所)

東日本大震災、阪神・淡路大震災における電力復旧状況等

○東日本大震災

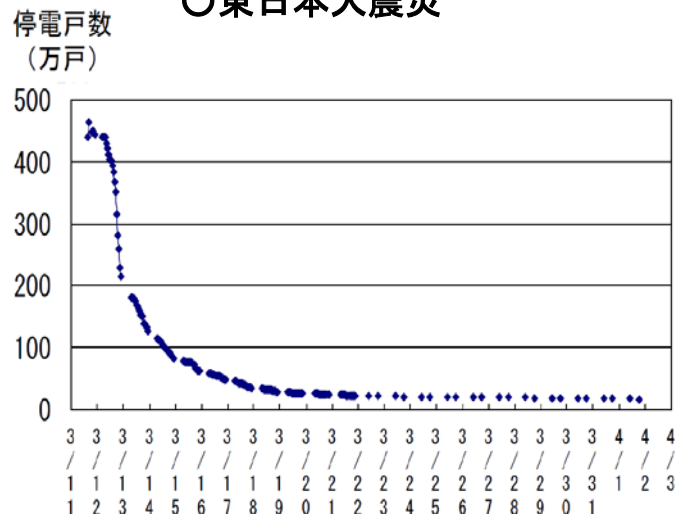


図1 東日本大震災における電力復旧状況
(出典 経済産業省提供資料「3月11日の地震により東北電力で発生した広域停電の概要」)

最大停電戸数 約466万戸
発災後3日→約80%の停電を解消
発災後8日→約94%の停電を解消
(※東北電力ホームページより)

○阪神・淡路大震災

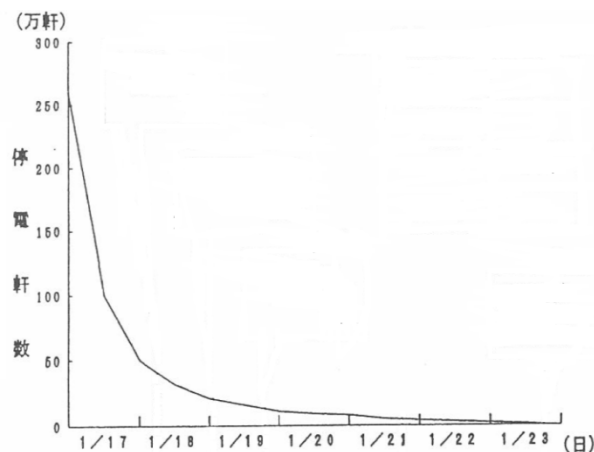


図2 阪神・淡路大震災における電力復旧状況
(出典 公益社団法人日本都市計画学会資料)

1月17日地震発生直後 約260万件
17日19時半 約100万件(約60%が解消)
18日17時 約26万件(約90%が解消)
19日19時 約12万件
(※関西電力ホームページより)

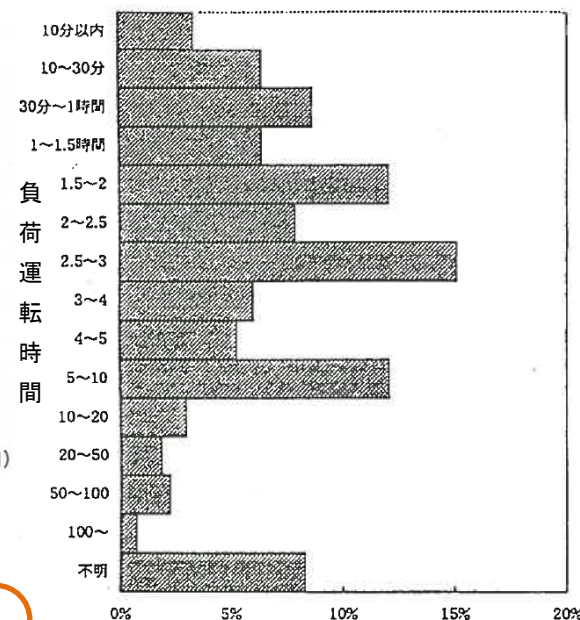


図3 阪神・淡路大震災時の非常発電機稼働時間
(出典 自治省消防庁「取扱形態の類似化できる一般取扱所のあり方に関する調査検討報告書」(日本内燃力発電設備協会調べ))

○首都直下地震の被害想定

発災直後は約5割の地域で停電。1週間以上不安定な状況が続く。

(※中央防災会議防災対策実行会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループより)

現行法令上の規制の概要

建築物に設けられる非常用電源設備については、1日の危険物の消費量に応じ一般取扱所若しくは市町村条例の規制が適用され、非常用電源設備の燃料を貯蔵する危険物タンクについては、屋内タンク貯蔵所や地下タンク貯蔵所等として規制される。

また、指定数量以上の危険物を消費する非常用電源設備は、設置条件により規制が異なり、区画内に設ける場合は指定数量の倍数を30未満、平屋建ての建築物又は屋上に設ける場合は指定数量の倍数を10未満とするなど、一般取扱所の類型に応じた特例基準が規定されている(※1)。

(※1) <危険物の規制に関する規則>

●第二十八条の五十四 (特例を定めることができる一般取扱所)

三 令第十九条第二項第三号に掲げる一般取扱所 危険物(引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。)を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)

●第二十八条の五十七 (危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

【平屋建の建築物に設置する場合】

3 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

【建築物の屋上に設置する場合】

4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

実施項目(案)について

- ① 非常用電源設備の燃料の貯蔵又は取扱いの実態や今後のニーズに関する調査
- ② ①のニーズ等を踏まえた規制の合理化の必要性に関する検討
- ③ 仮に規制の合理化を検討することとなった場合の安全上の課題の抽出及び必要な安全対策に関する検討